

令和3年度業務適正化評価報告書審査意見書の概要

令和4年10月17日に審査に付された令和3年度業務適正化評価報告書について、審査しました。その概要は次のとおりです。

記

監査委員 きりばやしまさひこ 桐林正彦、やまねともひろ 山根朋洋、ならいめぐみ 奈良井恵、ふくたしゅんじ 福田俊史

1 審査の実施内容

基本方針、推進所管課発出通知、関係DB及び関係書類等の確認、また推進所管課、制度所管課及び評価所管課からの聞取りのほか、制度所管課が行う実地検査への立合い、各部局における職員に対する質問等を実施するとともに、その他の監査等において得られた知見も踏まえて審査を行った。

なお、今回の審査においては新型コロナウイルス感染症対策のため、業務適正化実施機関における調査は行わなかった。

2 審査の結果

(1) 評価手続

概ね適当であると認められる。

ただし、業務点検チェックリスト等について、令和2年度業務適正化評価報告書審査意見の反映が令和3年度末だったこともあり、契約に関する事務処理の改善が図られていない事案も散見されたので、令和4年度における運用状況を確認されたい

(2) 評価結果

- ① 令和3年度決算に係る定期監査では、支出負担行為の事務手続の遅延や契約書に定める書類を受理していなかったことなど依然として適正な事務処理が行われていなかったものが散見された。

については、各機関及び各職員において、業務点検チェックリストの確認、未然防止策の取組を確実に実施するよう積極的な働きかけを行われたい。

- ② 年度変わりの引継ぎや組織内、組織間での情報の受け渡しが適切に実施されていないことに起因する不適正な事務処理が散見される場所である。

については、これらの事案について重要度の高いリスクと未然防止策、業務点検チェックリストの項目を見直し、不適正な事務処理の発生防止に努められたい。

- ③ 業務適正化制度がスタートして令和3年度で試行期間を含め、3年目となるが、上記のような状況から制度に対する基本的な理解が不十分ではないかと感じられる。

については、改めて業務適正化の制度の周知とP D C Aの実践が行われるように努められたい。

なお、令和3年度決算では多額の国庫支出金の収入未済が発生している。背景には確実な事務作業の進捗管理や必要となる組織間の連携が十分に行えていなかったなどの要因があるものと考えられるが、本事案については、令和3年度の業務適正化評価基準日後に認識されたこともあるため、別途令和3年度定期監査と合わせて報告する。

内容	件数	発生要因	整備上の不備	運用上の不備
個人情報管理に不適切であったもの	1	発送時の確認不足		1
契約の締結過程に不備があったもの	27	会計事務処理要領等の認識不足 契約書作成時の確認不足		27
契約の履行管理に不備があったもの	17	会計事務処理要領等の認識不足	8	9
調定の事務手続きが遅延していた。	9	失念、関係規則等の認識不足 組織内、組織間の連携不足	3	6
支出負担行為の事務手続きが遅延していた。	33	失念、関係規則等の認識不足 組織内、組織間の連携不足	3	30
公有財産の取得又は処分 の事務手続きが適正でないものがあった。	5	失念、関係規則等の認識不足 組織内、組織間の連携不足	5	